

電波利用環境委員会報告（案）に係る意見募集に対して提出された御意見及び委員会の考え方
【意見募集期間：令和3年1月30日（土）～令和3年3月1日（月）】

【提出意見件数：4件（社・団体：2件、個人：2件）】

（社名五十音順）

No.	意見提出者	案に対する御意見及びその理由	委員会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社NTTドコモ	<p>地中埋設型基地局の特長を捉えて電波の強さの評価方法が科学的かつ合理的に検討されており、本報告案に賛同いたします。</p> <p>検討いただいた評価方法は、当社マンホール型基地局に適用可能であり、電波防護を確保した基地局の建設・運用を可能にするものです。地中埋設型基地局の円滑な導入に向けて、例えば本年6月中など、早期の制度化を希望いたします。</p> <p>また、報告案にも記載されているとおり、引き続き携帯電話基地局の電波の強さの評価方法について、基地局へのSARの適用など国際水準との整合に向けた検討が継続されることを希望いたします。</p>	<p>本報告（案）への賛同意見として承ります。</p> <p>また、基地局等の電波の強度の評価方法については、今後も国際動向を注視しつつ、引き続き検討を進めてまいります。</p>	無
2	一般社団法人 電波産業会	<p>【全般】</p> <p>電波利用環境委員会において取りまとめられた委員会報告（案）（「基地局等から発射される電波の強度等の測定方法及び算出方法」のうち「地中埋設型基地局等の新たな無線システムから発射される電波の強度等の測定方法及び算出方法に係る技術的条件」）の趣旨に賛同いたしま</p>	<p>本報告（案）への賛同意見として承ります。</p>	無

		<p>す。</p> <p>地中埋設型基地局は、アンテナ設置による景観への影響に配慮しつつ携帯電話のサービスエリア確保を実現するための基地局形態の1つと期待されております。(一社)電波産業会では、携帯電話基地局周辺の適合性評価法Ad-hocにおいて、地中埋設型基地局の電波防護確保のための技術検討を実施してきており、また基地局等評価方法作業班における検討の一助となるべく、その検討結果を報告して参りました。本委員会報告(案)により、地中埋設型基地局について、電波防護の基準への適切な適合確認が実現されるものと理解しております。</p> <p>地中埋設型基地局の活用のため、本委員会報告(案)に基づく早期の電波法令改正による制度化を希望致します。</p>		
		<p>【3. 3 SAR 評価のまとめ(p.37)の13行目及び参考資料7 地中埋設型基地局の空中線入力電力の最大値(p.60)の最終行】</p> <p>電波防護指針の考え方に基づけば、電波の強さが指針に示される基準値以下であれば、その電波の強さの強弱に依らず一律安全性が担保されるものと理解しており、「6倍の安全性」の「安全性」という表現については、必ずしも適切でないものと考えます。前後の文脈の意図を考慮すると、本表現は、電波防護指針に示されるような「付加的安全率」を意図されているものではないかと思われまますので、必要であれば見直し等をご検討願います。</p>	<p>御指摘を踏まえ、当該箇所を電波防護指針に示す「付加的安全率」という表現に修正します。</p>	<p>有</p>

3	個人	<p>第五世代移動通信システムのカバレッジ拡張の観点から地中埋設型基地局賛成である。</p> <p>ただし、マンホール等では空中線本体は地中に隠れているため目で電波が出ていると認識する事は困難であり、公道等の場合は人体に近い位置に設置される事から、表面に「管理者名」「周波数」「空中線電力」を明記すべきではないか。</p> <p>特に第五世代移動通信システムのミリ波の近距離での使用について、長期間電波を浴び続けた場合の人体への影響を測る実験が十分ではないので、できれば自身の体に電波を浴びたくないとする人がいるのは自然な事である。これを避けるためには、これらの表記は必要な情報であるとする。</p>	<p>本報告（案）への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、無線設備の諸元等をハンドホールに明記すべきとの御意見については、無線局の運用に関する事項となるため、総務省における今後の検討の際に参考にすることが適当であると考えます。</p> <p>また、ミリ波を含む 300GHz までの周波数帯の電波を利用する無線設備が人体の近くで使用される際の指針値（局所吸収指針）については、情報通信審議会答申「高周波領域における電波防護指針の在り方」（平成 30 年 9 月 12 日）を受けて、電波法関係法令で規定しています。また、本報告（案）では、人体が地中埋設型基地局の上にとどまるような場合も考慮した上で、電波防護指針の指針値（電磁界強度指針）を満足するように技術的条件が定められております。</p> <p>なお、本報告（案）では、地中埋設型基地局の周波数の適用範囲を 700MHz から 4600MHz までとしており、ミリ波の利用は想定しておりません。</p>	無
4	個人	<p>携帯電話において用いられる電磁波については、技術を悪用した場合の分析が行われていないのが気になる。</p> <p>なるほど、典型的な利用の際には一般的にこの様なものになるのであろうが、ターゲットに複数人で携帯電話を発着信しつつ、基地局も含めて特定の位置取りを行って、タイミングについても調整しつつ、攻撃を意図した携帯電話の使用を行った場合は、どうなるのであろうか。</p>	<p>本報告（案）は、「地中埋設型基地局等の新たな無線システムから発射される電波の強度等の測定方法及び算出方法に係る技術的条件」に関する検討結果を取りまとめたものです。</p> <p>また、今後も引き続き、電波の安全性を考慮した技術的検討を進めてまいります。</p>	無

	<p>国民としては、そういう事が不安である、というか、既に被害を被っている市民が多いのではないかと思われるのであるが、総務省、厚生労働省、経済産業省、警察庁などはいつまでカマトトをするつもりなのか。</p> <p>技術を用いるのは人であるが、そこで、人が、憲法違反や司法汚染を自ら率先して嬉々として「勝利」のために行う法務省訟務局の様な存在であった場合は、どうなるのであろうか。</p> <p>総務省には技術悪用を好み煽る輩が多数いるのではないかと国民としては見るのであるが（経済産業省より酷いかもしれない、と見る。電波行政も電気通信行政も、汚れている（問題を放置している事を含む）のは総務省のせいであろう。責任は総務省にある。）、総務省は、電波・電磁波の利用について、悪意でもって利用が行われた際にどうなるのかについて、いい加減、公で示すべきであると考えます。</p> <p>東京大学文系卒などには誠実であっていただきたいものである。</p> <p>まずは、電磁波により、人に空気の粗密波経由でなくても音が伝えられる、といったあたりの技術的可能性について、市民に示してはどうであろうか。</p> <p>国益と社会正義に適う事かと考えるが。</p> <p>それもしない総務省（過去、「ウルトラマン」を使った電磁波についてのポスターで何を言いたかったのか？疑念を持つ。）などが、電磁波に関係しての安全性などを云々言う事が出来るのか疑問であるが、技術的に、道理的に</p>		
--	--	--	--

		見て、それが当然の事であるので、国行政機関・国家公務員として、電磁波を悪用した際の諸現象について、示していくようにされたい。		
--	--	--	--	--